



(加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和6年3月30日専決処分)

## 地方税法施行令の一部改正に伴う国民健康保険税の 均等割額の軽減の対象となる所得基準額を 改めるための条例の一部改正

### 1 改正の趣旨

「地方税法施行令」の一部改正（令和6年3月30日公布・同年4月1日施行）に伴い、国民健康保険税の均等割額の軽減の対象となる所得基準額を改めます。

### 2 主な改正内容

国民健康保険税の均等割額の軽減（5割軽減及び2割軽減）の対象となる世帯の所得基準額について、被保険者数に乗すべき金額を引き上げます。

#### ■軽減の対象となる所得基準額

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	43万円以下	改正なし
5割軽減	43万円 + (29万円 × 被保険者数) 以下	43万円 + (29万5千円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数) 以下	43万円 + (54万5千円 × 被保険者数) 以下

### 3 施行期日

令和6年4月1日